

11月9日(月)から11月15日(日)

# 秋の火災予防運動を実施します。

令和8年度全国統一防火標語

## 『火の確認 いい日を支える いい習慣』

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。この機会に火災予防について考えていただき、火災の発生を防止し、命を守り、財産への被害を防ぎましょう。

### 1 火災から家を守ろう！

住宅火災による死傷者は、令和3年度より増加傾向にあり、火災での死者の約半分は住宅火災で亡くなりました。

- (1) 住宅用火災警報器の点検、交換（電池寿命は10年が目途）をしましょう。
- (2) 「火の用心7つのポイント」「住宅防火いのちを守る 10のポイント」を確認しましょう。（右のQRコードから確認できます。）
- (3) リチウムイオン電池は正しく使用しましょう。
- (4) たばこの不始末による火災を防ぎましょう。



### 2 地震による火災の予防をしましょう

大規模地震発生時、木造建物密集市街地での大規模火災の発生が懸念されています。

- (1) 安全装置の付いた暖房器具、調理器具を使用しましょう。
- (2) 地震火災の主な原因は、電気によるものであることから、「感震ブレーカー」の設置を検討しましょう。

※ 地震火災対策について、右のQRコードから確認できます。



### 3 林野火災を防止しましょう

依然として林野火災等が頻発しています。「なぜ、発生するのか？」地域ぐるみで考えてみましょう。

- (1) 原則、野焼きは禁止されています。（例外があります）
- (2) 野焼きは常時監視、消火用水の準備、完全消火が基本です。
- (3) 落ち葉、剪定枝などは、可燃ごみで出しましょう。
- (4) 必ず、消防署へ「火災とまぎらわしい煙及び火災を発するおそれのある行為の届出書」の提出をしましょう。
- (5) 野焼きを実施する際、森林法により市長の許可を受け、その指示に従わなければならない地域があります。

次ページには「林野火災注意報および火災警報」について記載してあります。

お問合せについては、  
芳川消防署 電話0263-58-4322

# 林野火災注意報発令中は「たき火×」

令和8年1月1日から、林野火災注意報が始められました。林野火災注意報や火災警報が発令されたら、屋外での火の取扱いは、中止しましょう。

## 林野火災注意報

前3日間の合計降水量が1mm 以下、かつ前30日間の合計降水量30mm 以下、もしくは前3日間の合計降水量1mm 以下、かつ乾燥注意報が発表された場合。

ただし、降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

三九郎などの祭事による  
火の取扱いも対象となります！

## 火災警報

実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速7mを超える見込みのとき、もしくは平均風速10m以上の風が1時間以上連続してふく見込みのとき



### 《松本広域連合火災予防条例での火の使用制限》

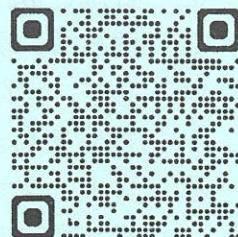
- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤山林において喫煙をしないこと。
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報の発令中は、屋外での火の取扱いについて、努力義務を課すものです。火災警報発令中は「火の使用制限」に違反した場合、罰則が課せられる場合があります。

「火災とまぎらわしい煙及び火炎を発するおそれのある行為の届出」を作成し消防署に提出してください。

たき火、枯草焼き、畦焼きなどは、事前に届出が必要です。

提出書類は、松本広域消防局ホームページ(申請・届出⇒火災予防条例関係)を検索、又は右の QR コードから専用用紙ダウンロードするか、直接、消防署へ来ていただき、記入することも可能です。



お問い合わせ先  
松本広域消防局 防火課 電話 0263-22-1111  
消防署 電話 0263-22-1111